# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 23 | 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 伊東市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 伊東市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年2月13日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務 |
| ②事務の概要 | 伊東市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。<br>寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>【楽天、伊東マリンタウン、一休、窓口分】<br>1　㈱シフトセブンコンサルティングが提供するクラウド管理システム「ふるさと納税do」にAPI連携及びCSVファイルによる寄附データの取込<br>2　上記システム上で寄附者から送付された寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付処理<br>3　上記システムから受付処理結果を名寄せ<br>4　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付<br><br>【さとふる分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を㈱さとふるに委託<br>2　ワンストップ特例申請支援システム（クラウドサービス）から委託先の処理状況を確認<br>3　Secyre Deliver（クラウドサービス）を通じて、受託先から受付処理結果を受領<br>4　ワンストップツール（オフライン環境）で受付処理結果を名寄せ<br>5　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付 |
| ③システムの名称 | Excel（表計算ソフト）、eLTAXシステム、ワンストップ特例申請支援システム、Secyre Deliver、ワンストップツール、ふるさと納税do |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項及び別表第一の16の項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施しない　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 企画部　企画課 |
| ②所属長の役職名 | 企画課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 伊東市役所　企画部　企画課<br>〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話　0557－32－1062 |

| ８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 伊東市役所　総務部　庶務課<br>〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話　0557－32－1234 |
| ９．規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ○ ]接続しない（入手） | [ ○ ]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 寄附金税額控除に係る申告特例申請書に添付されたマイナンバーカード等からマイナンバーの真正性を確認するとともに、上長を含めた複数人の職員で申請者とマイナンバーの紐づけの整合性を確認している。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］<br>＜選択肢＞<br>1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9） 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 伊東市情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・人的・技術的セキュリティ対策を講じている。 |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年7月14日 | Ⅰ－５　評価実施機関における担当部署<br>①部署 | 企画部　市政戦略課 | 企画部　企画課 | 事後 | |
| 令和2年7月14日 | Ⅰ－５　評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名 | 市政戦略課長 | 企画課長 | 事後 | |
| 令和2年7月14日 | Ⅰ－７　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先 | 伊東市役所　企画部　市政戦略課 | 伊東市役所　企画部　企画課 | 事後 | |
| 令和2年7月14日 | Ⅱ－１　対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成31年1月31日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年7月14日 | Ⅱ－２　取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成31年1月31日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年6月1日 | Ⅰ－１　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要 | 伊東市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、～以下の事務で取り扱う。<br><br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付<br>2　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付 | 伊東市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、～以下の事務で取り扱う。<br><br>【楽天分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付<br>2　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付<br><br>【さとふる分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を㈱さとふるに委託<br>2　ワンストップ特例申請支援システム（クラウドサービス）から委託先の処理状況を確認<br>3　Secure Deliver（クラウドサービス）を通じて、受託先から受付処理結果を受領<br>4　ワンストップツール（オフライン環境）で受付処理結果を名寄せ<br>5　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付 | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | Ⅰ－１　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システムの名称 | Excel（表計算ソフト）、eLTAXシステム | Excel（表計算ソフト）、eLTAXシステム、ワンストップ特例申請支援システム、Secyre Deliver、ワンストップツール | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | Ⅱ－１　対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年6月1日 | Ⅱ－２　取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年6月1日 | Ⅳ－４　特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託先における不正なリスクへの対策は十分か | 委託しない | 委託する　十分である | 事前 | |
| 令和4年12月8日 | Ⅰ－１　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要 | 伊東市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、～以下の事務で取り扱う。<br><br>【楽天分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付<br>2　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付<br><br>【さとふる分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を㈱さとふるに委託<br>2　ワンストップ特例申請支援システム（クラウドサービス）から委託先の処理状況を確認<br>3　Secure Deliver（クラウドサービス）を通じて、受託先から受付処理結果を受領<br>4　ワンストップツール（オフライン環境）で受付処理結果を名寄せ<br>5　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付 | 伊東市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、～以下の事務で取り扱う。<br><br>【楽天、伊東マリンタウン、窓口分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付<br>2　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付<br><br>【さとふる分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を㈱さとふるに委託<br>2　ワンストップ特例申請支援システム（クラウドサービス）から委託先の処理状況を確認<br>3　Secure Deliver（クラウドサービス）を通じて、受託先から受付処理結果を受領<br>4　ワンストップツール（オフライン環境）で受付処理結果を名寄せ<br>5　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付 | 事後 | |
| 令和5年10月11日 | Ⅱ－１　対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年10月11日 | Ⅱ－２　取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年2月13日 | Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要 | 伊東市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。<br>寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>【楽天、伊東マリンタウン、窓口分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付<br>2　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付<br><br>【さとふる分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を㈱さとふるに委託<br>2　ワンストップ特例申請支援システム（クラウドサービス）から委託先の処理状況を確認<br>3　Secyre Deliver（クラウドサービス）を通じて、受託先から受付処理結果を受領<br>4　ワンストップツール（オフライン環境）で受付処理結果を名寄せ<br>5　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付 | 伊東市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。<br>寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>【楽天、伊東マリンタウン、一休、窓口分】<br>1　㈱シフトセブンコンサルティングが提供するクラウド管理システム「ふるさと納税do」にAPI連携及びCSVファイルによる寄附データの取込<br>2　上記システム上で寄附者から送付された寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付処理<br>3　上記システムから受付処理結果を名寄せ<br>4　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付<br><br>【さとふる分】<br>1　寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を㈱さとふるに委託<br>2　ワンストップ特例申請支援システム（クラウドサービス）から委託先の処理状況を確認<br>3　Secyre Deliver（クラウドサービス）を通じて、受託先から受付処理結果を受領<br>4　ワンストップツール（オフライン環境）で受付処理結果を名寄せ<br>5　税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付 | 事後 | |
| 令和7年2月13日 | Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システムの名称 | Excel（表計算ソフト）、eLTAXシステム、ワンストップ特例申請支援システム、Secyre Deliver、ワンストップツール | Excel（表計算ソフト）、eLTAXシステム、ワンストップ特例申請支援システム、Secyre Deliver、ワンストップツール、ふるさと納税do | 事後 | |
| 令和7年2月13日 | Ⅱ－1　対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年2月13日 | Ⅱ－2　取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年2月13日 | Ⅳ－8.人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か<br>判断の根拠 | （追加） | 〔十分である。〕<br>寄附金税額控除に係る申告特例申請書に添付されたマイナンバーカード等からマイナンバーの真正性を確認するとともに、上長を含めた複数人の職員で申請者とマイナンバーの紐づけの整合性を確認している。 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 令和7年2月13日 | Ⅳ－11.最も優先度が高いと考えられる対策 | （追加） | 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |
| 令和7年2月13日 | Ⅳ－11.最も優先度が高いと考えられる対策<br>当該対策は十分か【再掲】<br>判断の根拠 | （追加） | 〔十分である。〕<br>伊東市情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・人的・技術的セキュリティ対策を講じている。 | 事後 | 様式の変更に伴う修正 |